

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 新見市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
4,282	11,689	882	16,853

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	26,158	25,308	850	666	7	42,432	
診療所特別会計	226	215	11	7	195	422	
住宅新築資金等貸付特別会計	13	9	5	5	—	6	
一般会計等	26,201	25,336	865	677		42,861	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	312	233	80	826	19	1,348	85	法適用
農業共済事業特別会計	147	143	4	129	47	—	—	法適用
簡易水道事業特別会計	1,144	1,088	56	34	370	5,288	3,442	
下水道事業特別会計	2,938	2,921	17	116	1,280	17,812	15,300	
観光事業特別会計	39	33	6	6	—	—	—	
国民健康保険特別会計	3,994	3,782	212	212	377	46	10	
介護保険特別会計	3,556	3,454	102	102	469	649	649	
老人保健医療特別会計	28	22	6	6	6	—	—	
後期高齢者医療特別会計	451	450	1	1	138	—	—	
公営企業会計等 計				1,432		25,143	19,486	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計	69	67	2	2	—	—	—	
岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計	216,791	216,550	241	241	3,798	—	—	
岡山県市町村総合事務組合一般会計	10,544	10,065	479	312	1,616	—	—	
岡山県市町村総合事務組合貸付金特別会計	1,430	843	587	814	—	—	—	
岡山県市町村総合事務組合財源繰入金特別会計	61	57	3	△ 57	60	—	—	
岡山県市町村総合事務組合交通災害共済特別会計	8	4	4	4	—	—	—	
岡山県市町村税整理組合	72	66	6	6	2	—	—	
一部事務組合等 計				1,322		—	—	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
株式会社 井倉洞	1	32	10	—	—	—	—	—	
社団法人 新見市神郷農業公社	△ 7	16	46	—	1	—	—	—	
株式会社 アクティブ哲西	△ 3	18	15	—	—	—	—	—	
有限会社 草間自然休養村	△ 1	8	4	—	—	—	—	—	
財団法人 新見美術振興財団	3	57	40	—	—	—	—	—	
新見市土地開発公社	0	103	6	—	—	129	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			121	1	—	129	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,316	2,681	365
減債基金	204	4	△ 200
その他充当可能基金	1,265	1,402	137
充当可能基金 計	3,786	4,087	301

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.12	4.02	0.90	△ 12.66	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	10.92	12.50	1.58	△ 17.66	△ 40.00	農業共済事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	20.5	19.1	△ 1.4	25.0	35.0	簡易水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	162.7	146.5	△ 16.2	350.0		下水道事業特別会計	—	—	—
財政力指数	0.27	0.26	△ 0.01			観光事業特別会計	—	—	—
経常収支比率	89.0	88.5	△ 0.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。